

平成 30 年度 随意契約によるシルバー人材センターとの契約締結結果について

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当による随意契約について石垣市財務規則 109 条第 2 項第 2 号に基づき下表のとおり契約締結結果を公表します。

No.	契 約 内 容				契約相手方名称	契約金額	選定基準・選定理由
	業務等名称	施行場所	種別・数量等	契約日			
1	平得公民館来館者 受付業務	平得公民館	一式	平成 30 年 4 月 1 日	石垣市シルバー 人材センター	3 6 0, 4 8 9	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること ・業務内容が、シルバー人材センターにおいて履行可能であると認められる。 ・高年齢者等の雇用の安定促進に寄与でき、公共性公益性の高い法人である。 ・徴集した見積書が予定価格の範囲内である。
2	平得公民館館内清 掃業務	平得公民館	清掃業務一式	平成 30 年 4 月 1 日	石垣市シルバー 人材センター	5 9, 6 1 6	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること ・業務内容が、シルバー人材センターにおいて履行可能であると認められる。 ・高年齢者等の雇用の安定促進に寄与でき、公共性公益性の高い法人である。 ・徴集した見積書が予定価格の範囲内である。
3	文化会館来館者受 付業務	文化会館	一式	平成 30 年 4 月 1 日	石垣市シルバー 人材センター	3 1 8, 5 7 3	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること ・業務内容が、シルバー人材センターにおいて履行可能であると認められる。 ・高年齢者等の雇用の安定促進に寄与でき、公共性公益性の高い法人である。 ・徴集した見積書が予定価格の範囲内である。